

労務費ダンピングを防止するための 公共発注者向けガイドライン

令和7年12月

国土交通省 不動産・建設経済局

1. 労務費等の内訳明示関係

2-2 内訳書の様式（例）

土木工事、建築工事、小規模工事における内訳書の様式（例）は、次ページ以降のとおりである。なお、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費については、欄外での明示又は別様式による提出も可能である。今回新たに内訳書に記載することとなった項目については、以下の考え方に基づいて記載項目を設定した。

●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

費用区分		主な内容		細目	
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・ 交通誘導警備員	
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
		間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用
安全費	交通管理に要する費用			交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
				監視連絡等に要する費用	・ 列車見張り員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
	安全管理等に要する費用			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
				作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
				警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用			・ 火薬庫など	
現場環境改善費				・ 照明器具、熱中症対策設備	
現場管理費	疾病・衛生対策費			・ 健康診断（一般・特殊健診）	
	安全訓練研修等に要する費用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受検費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT			

注) 現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

(1) 土木工事

令和 年 月 日
住所
商号又は名称
代表者 氏名

〇〇股

工 事 費 内 訳 書

工事名：〇〇〇〇〇〇工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m3	10,000		
...		...			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注）本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
注）発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

(2) 建築工事

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇 〇〇殿

住所

商号又は名称

代表者 氏名

工 事 費 内 訳 書

工事名：〇〇〇〇工事

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度 の掛金	1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額	1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

直接工事費 種目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
直接工事費					
I 庁舎	構造、規模 新築	1	式		
II 囲障	新設	1	式		
III 構内舗装	新設	1	式		
IV 屋外排水	新設	1	式		
V 植栽	新植	1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
うち建退共制度 の掛金		1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額		1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
合計（工事価格）		1	式		
消費税等相当額		1	式		
総合計（工事費）		1	式		

2. 労務費ダンピング調査関係

(1) 低入札価格調査制度の場合

現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、労務費ダンピング調査を実施するものである。

なお、中央公契連モデルによれば、直接工事費の額に 0.97 を乗じて得た額には、官積算上の労務費が 100%含まれていること（※）から、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮する。

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和 61 年 6 月 26 日 採択

令和 4 年 3 月 4 日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 を乗じて得た額

① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

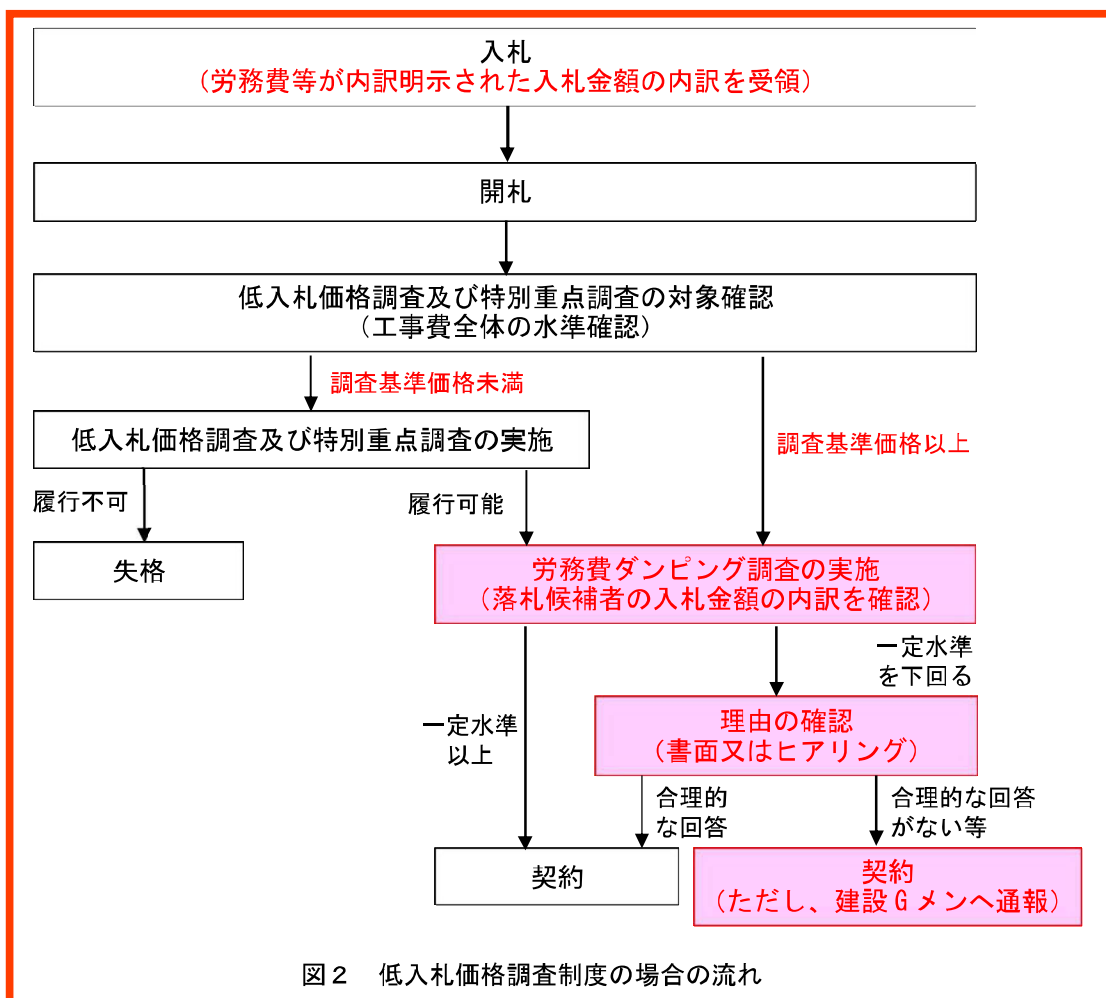
2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

※ 「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」（平成 29 年 3 月 15 日付け総行第 56 号、国土入企第 27 号）において、直接工事費の算入率を 0.97（機械経費 0.95、労務費 1.00、材料費 0.95）としている。

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面もしくは書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設業法 40 条の 4 に基づく調査を行う者（以下「建設 G メン」という。）への通報をあわせて行い、建設 G メンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン 3－5（2）・（3）に示す。

また、低入札価格調査や特別重点調査を実施した業者についても、建設 G メンへの通報を行うことが望ましい。



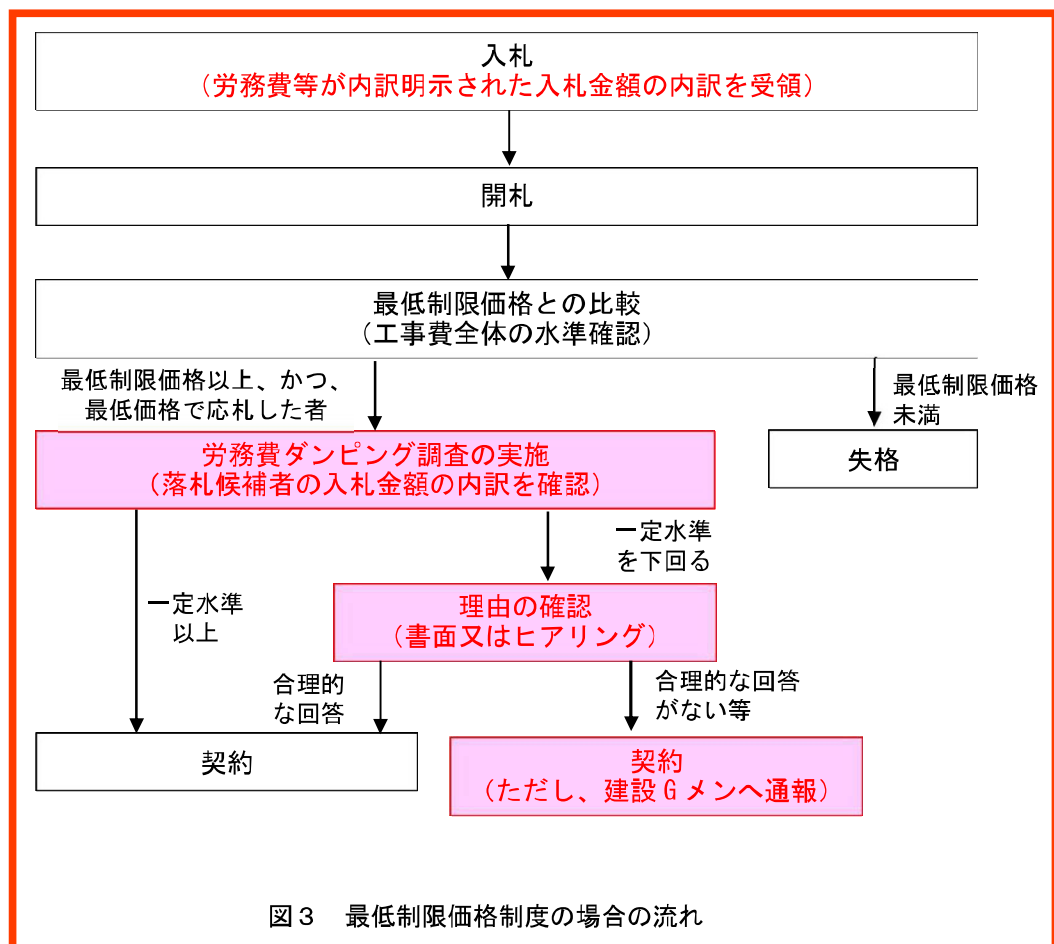
※施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。調査した結果、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合、施工体制評価点を減点するとともに、施工体制評価点が低い者に対しては加算点の付与を慎重に行うこととし、建設 G メンへの通報は要しない。

(2) 最低制限価格制度の場合

最低制限価格制度の場合には、予定価格以下、かつ、制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となる。この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。（調査事務の負担軽減の観点から、落札候補者のみを対象とする。）

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費（又は労務費）が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設Gメンへの通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン3-5（2）・（3）に示す。



3-3 「一定水準」の設定方法

「労務費ダンピング調査」では、落札候補者が提出した入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行うことから、「一定水準」の設定が重要となる。この「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

$$\text{一定水準} = \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times \text{係数}$$

（１）中央公契連モデルの係数

中央公契連モデルの係数とは、低入札価格調査における調査基準価格の算定時に直接工事費の額に乗じる係数である。（現在のモデルにおける係数は0.97）

「労務費ダンピング調査」は、低入札価格調査制度の強化を目的として実施するものであることから、原則的には中央公契連モデルの係数を適用することが望ましい。

なお、営繕工事の場合、直接工事費には土木工事においては現場管理費として扱われる項目が含まれていることから、この額を控除した上で、係数に乗じることとする。

$$\text{一定水準（土木工事）} = \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times \text{中央公契連モデルの係数}$$

$$\text{一定水準（建築工事）} = \text{当該工事の直接工事費の官積算額} \times (1 - 0.1 \text{ 又は } 0.2 \text{ (※)}) \times \text{中央公契連モデルの係数}$$

注）一般工事：0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

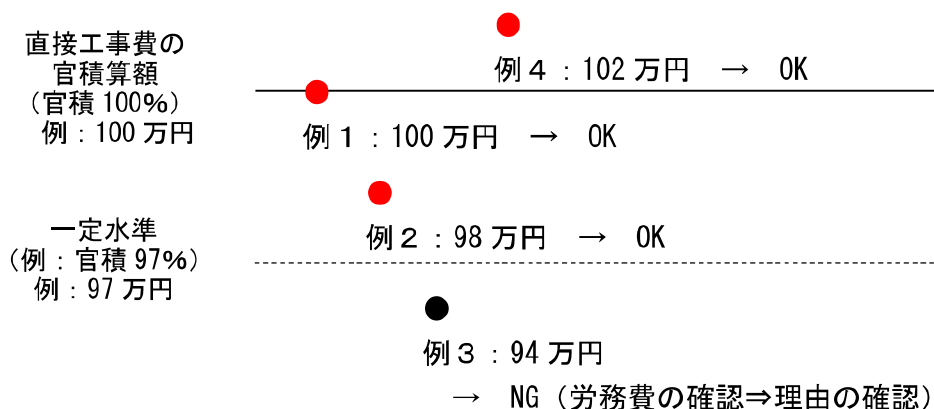


図4 中央公契連モデルの係数を利用した労務費ダンピング調査（イメージ）

（２）その他の係数

その他の係数とは、各発注機関が現在実施している低入札価格調査制度、最低制限価格制度、公契約条例、施工体制確認等で適用している係数を「一定水準」として適用するものである。